

## 水先法施行規則の一部改正について

### 1. 現行制度の概要

水先とは、船舶が輻輳する港等の交通の難所において、国土交通大臣の免許を受けた水先人が船舶に乗り込み当該船舶を導くものであり、船舶交通の安全確保及び運航能率の増進のために国際的に実施されている社会的安全制度です。

水先人が水先をしたときに収受する水先料の額については、きょう導距離、船舶の大きさ等を基準として各水先区ごとに定められています。

### 2. 改正の背景

水先料金については、港湾整備の進捗を踏まえ、平成15年度内を目途に、各水先区における料金体系の合理化に向けた見直し作業を進めているところですが、今般、第1次分(平成15年1月1日施行)に引き続き、次に掲げる事項等について、第2次分の措置として水先法施行規則について所要の改正を行うこととします。

### 3. 改正の概要

各水先区について、きょう導距離の再検証等による水先料金の見直し

(主な事項)

東京湾水先区のうち、千葉港第4区に係る入出港

大阪湾水先区のうち、友ヶ島沖と大阪港大阪区の境界付近との間の航行

阪神水先区のうち、神戸港第3区に係る入出港

内海水先区のうち、和田岬沖から水島港に係る入出港

関門水先区のうち、六連島沖から関門港下関区に係る入出港